第3章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

第2次計画では、「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を計画の基本理念とし、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進してきました。

前章で述べたとおり、男女平等に関する意識や男女の役割分担や家庭生活は、各施策事業の推進により改善が見られていますが、依然として「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な性別的役割分担意識が残っていることや、ワーク・ライフ・バランスについて希望するライフスタイルと現実のライフスタイルにギャップがあることなどから、本計画においても「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を引き続き基本理念とし、更なる男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいきます。

基　本　理　念

男女平等の確立

男女の人権が尊重され、社会経済状況の変化に的確に対応できる豊かで活力ある地域社会を創造するためには、市民一人ひとりの個性や自主性が尊重され、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に等しく参画し、その持てる力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図っていかなければなりません。

自立社会の形成

男女共同参画社会は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、どんな境遇にあっても、精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において自己決定できる自立社会でなければなりません。

市民一人ひとりが、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、自ら主体性と責任をもって選択できる力を持つことと、個人の意思に基づいた選択ができる社会的な環境を整えていくことが必要です。

２ 計画の基本目標

本計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次の 3 つの目標を掲げ施策事業を推進していきます。

【Ⅰ　男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが自分の問題と捉え意識を高めていく必要があると考えられます。

このため、社会のあらゆる分野で気運を醸成していくとともに、家庭や学校教育、生涯教育などを通じて、特に子どもの頃からの生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の尊重と男女平等の意識を身につけることが重要です。

【Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画社会の推進】

男女共同参画社会を実現するためには、家庭生活や地域社会、企業などのあらゆる分野における女性の活躍が必要不可欠であり、これらの分野で女性の活躍が進むことは、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられます。

また、男女の固定的な性別役割分担の意識にとらわれず男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野が広がり男性自身のキャリア形成にとって重要であるとともに、ひいては女性の活躍推進につながり、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられます。

このため、政治や雇用の場、家庭や地域などで男女共同参画の必要性を実感できる取り組みや、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進していきます。

【Ⅲ　男女がともに安心して暮らせる環境づくり】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その未然防止対策や被害者に対する支援体制を充実する取り組みを推進することは、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題であると考えられます。

このため、子どもの頃からの DV に対する意識啓発、さまざまな場面での相談窓口の周知や関係機関等と連携した相談体制の充実など、切れ目のない取り組みを推進していきます。

３ 計画の重点施策

本計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次の視点を重点的に取り組む施策に位置づけて推進していきます。

【Ⅰ　若年層への啓発】

地域社会全体で男女共同参画社会を推進していくためには、次世代を担う子ども達の意識づくりが必要不可欠であるため、子どもと保護者が一緒に男女共同参画の意識を学ぶことができる機会を設けるなど、子どもの頃からの生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の尊重と男女平等の意識を身につけられるような取り組みを推進していきます。

また、特に 30 代以下の若年層に DV についての理解を促進する機会を設けることや DV に対する切れ目の無い支援を行うことなどの取り組みを推進していきます。

なお、子どもに関する施策事業を展開するにあたっては、子どもの最善の利益に配慮し、子どもの権利条約の基本的な考え方である４つの柱「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を念頭に取り組みを推進していきます。

【Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスの推進】

女性と男性両方が希望する「仕事と家庭生活をともに優先」するライフスタイルの実現のための手段として、女性が働きやすい環境を整備し女性の活躍を推進することや、男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加が考えられるため、共働き世帯などのさまざまなロールモデルの紹介、イクメンやカジダンなどの男性の意識が変わるきっかけづくりなどの取り組みを推進していきます。

また、これらの施策事業を展開するにあたっては、個人や家庭を対象とした取り組みだけではなく、企業などを対象とした取り組みをあわせて推進していきます。

４ 計画の体系

本計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次のとおり体系を定め施策事業を展開していきます。

基本理念　「男女平等の確立」　「自立社会の形成」

※基本理念の説明は 13 ページをご参照ください

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

施策１　男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- (1) 男女共同参画の意識を高める広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
- (3) 市役所における意識づくり

➢重点　施策２　子どもの男女共同参画の理解促進
- (1) 学校における男女平等の意識づくり
- (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

施策１　政策･方針決定過程への女性の参画促進
- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策２　雇用等における男女共同参画を推進するための環境づくり
- (1) 雇用の場における男女平等の環境づくり

➢重点　施策３　ワーク・ライフ・バランスの推進
- (1) 家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域社会でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 企業でのワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

施策１　男女がともに子育てや介護ができる環境づくり
- (1) 男女がともに担う子育ての意識づくり
- (2) 男女がともに担う介護の意識づくり

➢重点　施策２　切れ目のない DV 対策の推進
- (1) DV の未然防止対策の推進
- (2) 被害者に対する支援体制の充実
- (3) 連携・協働による推進体制の充実